

○常総衛生組合管理職員等の範囲を定める規則

昭和54年6月6日

常総衛生組合公平委員会規則第4号

改正 平成14年2月28日 組合公平委員会規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第52条第4項の規定に基づき、法第52条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めることを目的とする。

(管理職員等の範囲)

第2条 当該地方公共団体に勤務する職員のうち管理職員等は、別表左欄に掲げる機関についてそれぞれ同表右欄に掲げる職を有する者をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年組合公平委員会規則第1号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

別表

機 関	職
管 理 者 部 局	事務局長・課長・係長・人事, 給与, 予算, 法規審査 及び場内取締り担当係員
公平委員会事務局	局 長

備 考

- この表中「管理者部局」とは、常総衛生組合事務局の組織, 管理等に関する規程(昭和47年規程第1号。以下「規程」という。)第1条に規定する機関をいう。
- この表中「公平委員会事務局」とは、法第12条第5項に規定する事務職員により構成される機関をいう。公平委員会事務局の項中「局長」とは上席の事務職員をいう。